第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と課題

介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、介護を必要とする人等を社会全体で支援する仕組みとして、平成12年(2000年)に施行されました。施行当時、約900万人であった我が国の75歳以上の後期高齢者は、令和元年(2019年)10月1日現在約1,849万人と倍増しています。また、令和7年(2025年)には、いわゆる団塊の世代が75歳となり後期高齢者が急増するとともに、更にその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。本市においても、75歳以上の後期高齢者が令和2年(2020年)10月1日現在10,803人で総人口の17.5%と高い割合になっており、増加傾向にあります。このような高齢化の進展に伴い、高齢者のみの世帯が増加し、介護サービス需要の増加・多様化が想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となっています。

また、我が国の認知症高齢者の数は、平成24年(2012年)で462万人と推計されています。令和7年(2025年)には約700万人となり、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。

一方、令和2年度には新型コロナウィルス感染症が拡大し、国内で緊急事態宣言が発せられるなど大きな影響を及ぼしました。本市においても感染者が発生したことから、感染拡大防止のため、一部の事業の中止や延期等を余儀なくされました。

このような中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるように、十分な介護サービスを確保していくとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進していく必要があります。

2 計画策定の目的

本計画では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスを提供するための基本的な考え方や目標を定め、その取組の方向性を明らかにすることを目的としています。

3 法令等の根拠

本計画は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する「介護保険事業計画」と、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する「老人福祉計画」を一体的に策定するもので、本市における介護保険事業・高齢者福祉施策を計画的に推進するための基本となる計画です。

第2節 計画策定の体制

1 ニーズの把握

計画策定に先立ち、市民のニーズや地域の課題を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

(1)介護予防日常生活圏域ニーズ調査(ニーズ調査)

- ア 調査基準日 令和2年(2020年)5月1日
- イ 調査期間 令和2年(2020年)5月11日~6月19日
- ウ 調査方法 郵送による配布、回収
- 工 調査対象者 合計 3,000人
 - (ア) 65 歳以上(令和2年(2020年)5月1日時点)の要支援1、2 (総数881人)の市民から中学校区毎に無作為抽出した 441人
 - (イ) 65歳以上(令和2年(2020年)5月1日時点)で要介護認定を 受けていない市民から小学校区毎に無作為抽出した2,356人
 - (ウ) 65 歳以上(令和2年(2020年)5月1日時点)で総合事業対象者の認定を受けている 203人
- 才 回 収 数 2,139件 (回収率 71.3%)

(2) 在宅介護実態調查(在宅介護調查)

- ア 調査基準日 要介護認定調査日
- イ 調査期間 令和元年(2019年)9月1日

~令和2年(2020年)6月30日

- ウ 調 査 方 法 認定調査員の面談による調査
- エ 調査対象者 在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方の

うち、更新及び区分変更申請に伴う認定調査を受けた方

500人

才回収数500件

(3)介護事業所及び介護従事者に関するアンケート調査(事業所調査)

ア 調査基準日 令和2年(2020年)6月1日

イ 調 査 期 間 令和2年(2020年)6月1日~6月30日

ウ 調査方法 郵送による配布、回収

工 調查対象者 市内介護事業所 131事業所

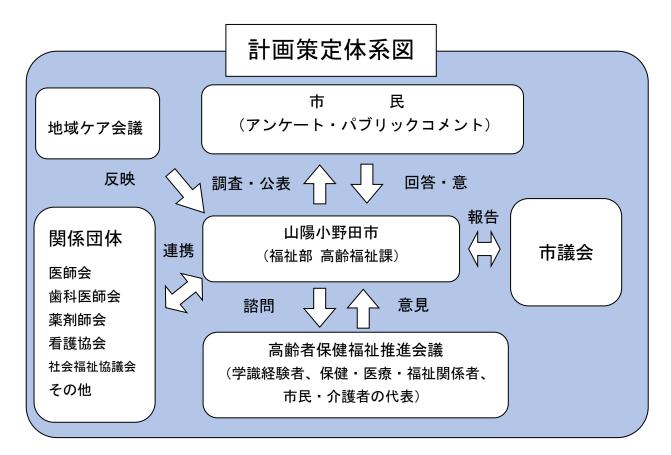
市内介護従事者 430人

才 回 収 数 介護事業所:98件 (回収率74.8%)

介護従事者: 292 人 (回収率 67.9%)

2 市民参加や関係団体との連携

計画の策定に関しては、市民・介護者の代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者の代表等からなる「山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議」において、計画の策定、効果的な推進方法等について広く意見を求めるとともに、市民の意見が反映されるよう、パブリックコメントを実施しました。また、地域における様々な関係団体と連携の強化を図りました。



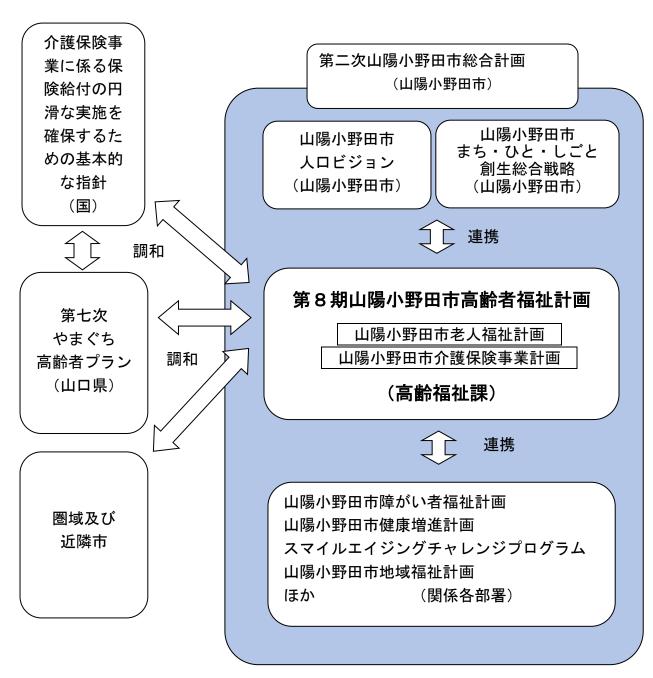
3 国、県、圏域及び近隣市との連携や他計画との整合及び関係部署 との連携

介護保険制度では広域的なサービス利用が見込まれるため、国、県、圏域及び 近隣市と連携を図り、効果的・効率的なサービス基盤の整備に努め、計画の推進 を目指します。

国においては、県や市が「介護保険事業(支援)計画」等を策定する際の指針として「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を示すとともに、策定を総合的に支援する「地域包括ケア「見える化」システム」を提供しています。県は、県の計画を策定するとともに、市への情報提供や圏域での調整を行っています。

また、本市における高齢者施策の推進に当たっては、保健・医療・生活環境・

居住等に関する計画との調和が必要であり、関係部署間の緊密な連携体制を構築することが求められます。このため、上位計画である「第二次山陽小野田市総合計画」との整合や関係部局の計画との連携を図ることにより、本計画を全庁的な取組として計画の推進を目指します。



第3節 計画の期間及び進捗管理と評価

1 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までとし、3か年の第1号被保険者(65歳以上高齢者)の介護保険料の水準決定及び地域包括ケアシステムの推進のための計画を策定します。

なお、介護保険料は、計画期間を通じて財政の均衡を保つ必要があり、また団塊の世代が75歳以上に達する令和7年(2025年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた地域包括ケアシステムの推進の進捗状況を勘案する必要があるため、3か年で見直しを行います。

年 度	総合計画	高齢者福祉計画	備考
平成 27 (2015)			団塊の世代が 65 歳に
平成 28 (2016)	第一次	第6期	
平成 29 (2017)			
平成 30 (2018)		<i>5</i> ∕5 7 ±0	
令和1 (2019)		第7期	
令和 2(2020)			
令和 3(2021)		AT 0 HD	
令和 4(2022)		第8期	
令和 5(2023)	\$ - \h		
令和 6(2024)	── 第二次 ├─	<i>⁄</i> ∕⁄⁄ ∧ #□	
令和7(2025)		第9期	団塊の世代が 75 歳に
令和 8(2026)			
令和 9(2027)		77 10 HD	
令和 10(2028)		第 10 期	
令和 11(2029)			
:	: ·	:	<u>:</u>
令和 22(2040)			団塊ジュニア世代が 65 歳以上に

2 計画の進捗管理と評価

本計画は、定期的に「山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議」に報告と意見聴取を行うことで進捗管理を行います。

また、3年に一度、無作為抽出の一般高齢者、要支援・要介護認定者及び介護 者等に対しアンケート調査を行い、その結果を分析することで、課題を抽出して 計画全体の評価を行い、次期計画へとつなげていきます。